

令和5年度 第2回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

令和6年2月13日
東京都保健医療局

(午前9時58分 開会)

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、皆様おそろいになりましたので、1分少々早いですけれども、令和5年度第2回東京都動物由来感染症検討会を開会させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

環境保健衛生課の動物愛護推進担当の鮫田です。委員の皆様よろしくお願いたします。

なお本日、高藤委員と村上委員につきましては、所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、本日の会議についてご案内させていただきます。本日 MicrosoftTeams によるウェブ開催となっております。あらかじめ本日の資料をメール及び郵送でお送りしております。議事次第、資料一覧、委員名簿などについて、不足等ございませんでしょうか。

それからマイクは原則オフにさせていただきまして、ご発言いただく際には挙手していただいて、マイクをオンにしてご発言いただければと思います。

それでは、以降の議事進行につきまして、貞升座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○貞升座長 座長を仰せつかりました健康安全研究センターの貞升でございます。よろしくお願いたします。それでは議事に入らせていただく前に、この会の運営について再度事務局からご説明をよろしくお願いたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい、それではご説明いたします。

本検討会は、原則公開となります。また資料及び議事録についても公開することとなっております。あらかじめご了承ください。

それからこの会議については、ホームページにて会議の案内を告知させていただいております。なお本日は傍聴される方はいらっしゃいません。以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。本日の議題1、令和5年度動物由来感染症調査実施結果について、1から4までの事項について、事務局からの報告を受け、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。事務局から調査結果についてご説明をよろしくお願いたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは鮫田から説明させていただきます。

まず、令和5年度、第一種動物取扱業における動物由来感染症調査結果について説明させていただきます。資料は資料1-1と1-2となります。

まず資料1-1が動物取扱業の販売業、いわゆるペットショップにおける調査結果となっております。都内で販売の登録を受けている、第一種動物取扱業者のうち8施設を対象として、そこで販売されている犬42頭、猫36頭、合計78頭について、病原体保有実態調査を行いました。調査実施期間は令和5年7月から10月の間に実施してい

ます。

検査項目及び検査方法ですが、まず飼養実態調査については、飼養状況についての聞き取りを行いました。

次に病原体保有状況調査ですが、検査項目、検査方法については、表1にありますとおり、サルモネラ属菌、病原大腸菌、回虫、糞線虫、トキソプラズマ、ジアルジア、皮膚糸状菌となっています。

5番、実施機関のところですが、検体搬入は動物愛護相談センターで行い、検体の検査につきましては、健康安全研究センターで実施しています。

6番の結果のところですが、まず調査した8施設の飼養管理状況は表2のとおりとなっております。調査時点では、体調に異常のある個体はおりませんでした。それから定期検診については、施設Hのところではバツとなっておりますけれども、仕入れ時と体調不良の個体がいれば、その都度行っていくということです。それから定期的なシャンプーのところでは、施設AとEにバツがついておりますが、汚れたら都度行うということでした。

それから、施設の飼養施設の点検記録と動物の点検記録というところで、施設Gのところではバツがついておりますが、こちら記録がなかったため、記録を行うように指導を実施しております。なお、従業員の体調不良はありませんでした。

続きまして、(2)の病原体保有状況調査のところでは、まず表3が糞便検査結果となっております。陽性となった項目は表にありますとおり、毒素原性大腸菌(ETEC)が犬6検体、病原血清型大腸菌(EPEC)が犬1検体、ジアルジアが犬17検体、猫6検体から検出されました。

次に被毛の検査結果は表4のとおりでして、犬2検体、猫4検体から皮膚糸状菌が検出されております。

続きまして、施設の施設別の検査結果です。こちらが表5、6となっております。表5の犬の施設別結果では、施設A、D、E、F、Gから病原体が検出されております。表6の猫の施設別の結果では、施設D、E、F、Hから病原体が検出されました。なお犬猫から検出されたジアルジアですが、合計で23検体出ておりますが、遺伝子型はA、C、D、Fとなっております。一部型別不能というものも含まれております。なおジアルジアのA型ですが人も感染する型ということで、2検体とも投薬治療が行われております。

それから(3)のところですが、陽性個体の対応状況ですが、これらが確認された施設において必要に応じて獣医師による診察、治療などが行われております。再検査についても案内はしておりますが、特に希望はございませんでした。以上が資料1-1に関する説明となっております。

続きまして、資料1-2のほうに移ります。

こちらは動物取扱業の種別「展示」における調査の結果となっております。対象として、具体的には動物園のふれあい展示に供されている動物についての調査となっていま

す。

調査対象として、動物園Aにおいて、ふれあい展示に供されているヤギ6頭、羊3頭の糞便を対象に調査を行いました。調査期間、検査項目及び検査方法については記載のとおりです。サルモネラ属菌と病原大腸菌について検査を行っています。

6番の実施機関のところも、こちらも動物園での検体採取は動物愛護相談センター、検査は健康安全研究センターで実施しています。

続いて7番の結果のところですが、表2-1のとおり、ヤギ4検体及び羊2検体から、腸管出血性大腸菌（EHEC）が検出されています。

それからベロ毒素については、表2-3のところにあります。VT1とVT2の両方を産生するものが3検体、VT1を産生するものが3検体となりました。

それから、薬剤感受性試験結果については、表2-4のとおり、いずれの検体も検査した16薬剤全てに感受性を示しています。

それから8番の調査結果への対応のところですが、この事業の検査の後、動物園Aでは、感染症が発生し、一部のヤギが殺処分されたという状況になっています。そこで残ったヤギ1頭、それから羊3頭について、厚労省のガイドラインなどに基づいて、抗菌薬を5日間投与して、終了後に連続して2日間の糞便検査を行いました。なお、陽性個体を隔離することが困難でしたので、最初の検査で陰性だった個体も含めて、再検査を行いまして、結果は全頭で陰性となっています。

それから9番の動物園での対応のところですが、日頃からの手洗い場でのポスター掲示ですとか、消毒薬の設置などはふだんから行っておりましたが、引き続き動物の飼養管理、健康管理を徹底するよう助言して対応を終了しております。動物取扱業の調査については以上となっております。

○貞升座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しまして、質問、コメントいかがでしょうか。

販売業のほうでは、犬42頭、猫36頭の検査結果で、ジアルジア等あるいは皮膚糸状菌が出ていますけれども、動物の展示のほうでは、ヤギの6頭、羊3頭の検査結果です。感染症が出たということで、その対処も大変だったと思うんですが、先生方いかがでしょうか。

ジアルジアのA型からF型ですかね、遺伝子型、それについて、少し追加説明を鈴木科長からいかがでしょうか。

○健安研微生物部病原細菌研究科長 結果6をご覧いただきたいのですが、猫の施設別検査結果というところですがけれども、施設Bでジアルジア型別不能と書いてあるところがあります。この型別不能というのは別に新種というわけではなくて、原虫数が非常に少なく、遺伝子検査の検出限界以下だったということで、型別不能としております。私のほうからは以上でございます。

○貞升座長 A型についてのコメントを少しいただいてもいいですか。人にも感染し得る

ということに関して。

- 健安研微生物部病原細菌研究科長 はい。Assemblage Aというのは、人と動物の共通の遺伝子型とされていますが、時々A型は、猫からのみどういうわけか検出され、犬から出たことはありません。今年も2施設から検出されたということです。
- 貞升座長 ありがとうございます。先生方いかがでしょうか。コメント、ご質問等ございますでしょうか。もしなければ、また後ほど最後でも構いませんので、いただければと思います。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、事務局から補足として、型別不能と出たジアリジアのところですけど、型別が分からないけど、人に感染する可能性があるという形で、施設のほうには伝えて指導を実施しております。以上です。
- 貞升座長 それでは次の調査についてご報告をよろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、資料2の令和5年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果について説明いたします。

こちらは動物病院にご協力をいただきまして、実施する二つの調査からなる事業でございます。

まず一つ目がモニタリング調査というもので、指定動物病院20病院での診断状況を報告していただいて、取りまとめるものとなっています。

二つ目がサンプリング調査で、こちらは指定動物病院のうち、定点病院6病院に来院した動物から検体を採取して、目的としている病原体の保有状況を調査するものとなっております。

2番に事業概要のフロー図を載せておりまして、ちょっと戻りますけれども、こちらは事業の一部を東京都獣医師会に委託して行っております。検査については、民間の検査機関で実施しているものと健康安全研究センターで実施しているものがございます。

ではまずモニタリング調査の部分からご説明いたします。実施期間のところは資料のとおりとなっております。調査対象とする項目ですが、犬と猫で最後の1行のところ違ってございまして、犬のみブルセラ症と猫でトキソプラズマ症が入っております。

調査方法ですが、指定した動物病院20病院における月ごとの診察頭数と感染していると診断した頭数の報告を受けるという方法で行っております。

次にサンプリング調査ですが、実施期間は資料のとおりです。調査対象と検体数のところですが、対象とする病原体が二つありまして、まず一つ目が大腸菌、こちらは病原体定点としている6病院において飼い主から了解を得られた犬の糞便78検体及び猫の糞便78検体、合計156検体を対象としております。

それから二つ目が、SFTSウイルスで、病原体定点6病院において、犬または猫の口腔スワブを各病院3検体、合計18検体を対象としております。調査対象とする病原体及び調査方法のところですが、大腸菌につきましては、病原体定点の病院から検査機関に検査を依頼して、大腸菌が検出されたときに健康安全研究センターに菌株を送付し

て、腸管出血性大腸菌と、あと薬剤耐性大腸菌について検査を実施しています。それからSFTSウイルスについては、口腔スワブを健康安全研究センターに送付して検査を実施しています。

続いて調査結果になります。まず（１）のモニタリング調査の部分ですが、この調査は年度末まで実施するので、令和５年１２月までの中間報告となっています。実施頭数は、犬は約４万７，０００頭、それから猫は約２万６，０００頭について調査を行いました。内訳は資料のとおりです。

次にアのところで犬の診断状況が載っておりますが、表１が内訳を記載しています。表の下のほうに総計が出ておりますが、診断された項目としては、皮膚糸状菌症と疥癬、それから回虫症、それからコリネバクテリウム症となっております。なお参考として、表の一番下に令和４年度の結果をつけております。

次のページで、猫についての診断状況を記載しております、表２となっております。診断された項目は、皮膚糸状菌症、疥癬、回虫症、それからコリネバクテリウム症、トキソプラズマ症となっております。

続いて、（２）のサンプリング調査のところですが、こちらも１２月までの中間報告となっております。表３のところで大腸菌の検査結果となっております。

続きまして、調査機関で分離された大腸菌の菌株につきましては、健康安全研究センターで腸管出血性大腸菌のベロ毒素遺伝子の有無を確認すると、それとともに薬剤感受性試験を実施しています。

まず腸管出血性大腸菌については、表４に記載されているとおり、検査した犬猫の菌株、いずれからもベロ毒素遺伝子は検出されませんでした。それから、薬剤耐性菌の検出状況ですが、犬については２１株、猫については１８株について薬剤耐性菌が検出されています。

表の５と表の６では、犬と猫の薬剤感受性試験結果のうち、薬剤耐性菌が検出された株のみを抜粋して記載しています。

続きまして、（３）に移りますが、SFTSウイルスの検査結果となっております。検体数の内訳は、犬４検体、猫１４検体で、１８検体全てでSFTSウイルス遺伝子は検出されませんでした。以上が今年度の中間報告でございますが、結果となっております。

○貞升座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの資料２に対する説明に關しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

動物病院のモニタリング、それから腸管出血性大腸菌、薬剤耐性の結果、それからSFTSの結果でございます。いかがでしょうか。

一ついいですか。コリネバクテリウムに関しては、何株か取れているようですけども、これ、詳細な検査とかはやってないんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね。コリネバクテリウムについては、病院

の方で検査機関に送って、コリネバクテリウム属菌というところまでは診断されている
そうですが、それ以上の結果は出ていないということでした。

○貞升座長 ありがとうございます。あといかがでしょうか。ご質問、コメント等もしご
ざいましたら。

中村先生、どうぞ。

○中村委員 墨東病院の中村です。薬剤感受性の試験の結果、表5と表6の中身ですけど、
これはいわゆるESBLとかCPEとかそういう意味での薬剤耐性菌というのではなく
て、大腸菌の感受性試験に用いたこれらの薬剤にRとかIを示したものという表の理解
でよろしいでしょうか。

○貞升座長 ありがとうございます。この辺に関して、久保田さん。

○健安研微生物部病原細菌研究科主任 健安研の微生物部病原細菌研究科の久保田と申し
ます。よろしく願いいたします。

薬剤耐性菌として定義したのは、もちろんCLSIの基準に即してRというふうに出
たものが一つでもあれば、それを薬剤耐性とみなしました。ESBLに関しては、これ
らの中の一部であったりしますので、そちらについては調査研究として実施しており
ます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。もしまた後で振り返りで構いませんので、よろしく願いします。

それでは次の調査結果について、ご報告をよろしく願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。続きまして、令和5年度動物愛護相談センタ
ーの動物由来感染症調査結果について、城南島出張所長の藤澤よりご説明いたします。
お願いします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 城南島出張所藤澤です。資料3についてご説明
させていただきます。

令和5年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査結果のご報告です。1
番、犬と猫の寄生虫調査について、

令和6年1月10日までに、犬5頭、延べ検体数5、猫31頭、延べ検体数51の直
接塗沫法による糞便検査、それと犬3頭と猫5頭の解剖検査による虫体確認を行いまし
た。なお、動物愛護相談センターで虫卵及び虫体の同定が困難だなど思った場合には、
健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科寄生虫研究室に同定の協力を依頼するこ
ととしております。

(4) 結果です。まず糞便検査の結果です。猫5頭から回虫2頭、イソスポラ属3頭、
瓜実条虫1頭が検出されております。猫1頭については、回虫とイソスポラ属の重複感
染でした。続きまして解剖検査による虫体確認の結果です。犬猫ともに虫体は確認され
ませんでした。

続きまして2番、犬及び猫のSFTSウイルス遺伝子モニタリング調査についてです。令和6年1月10日までに、犬及び猫の口腔拭い液、犬2頭、猫50頭を検体採取し、健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科において、リアルタイムPCR法による検査を行いました。全ての検体でSFTSウイルス遺伝子の検出を認めませんでした。

動物愛護相談センターからは以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。動相センターにおける動物由来感染症調査結果です。ただいまのご説明に関しまして、ご質問コメント等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

これSFTSの検査の後、猫とか犬は調子の悪いというか、病畜も含んでいるのでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 負傷動物として収容されたものから検体を取っております。なので、何らかの症状があるものです。

○貞升座長 分かりました。それも全て陰性だったということですね。

いかがでしょうか、先生方いかがでしょうか。

中村先生どうぞ。

○中村委員 すみません、墨東病院、中村です。

犬猫の寄生虫調査で、猫からイソスポラ属の寄生虫が出たということですが、これイソスポラはベリーですかね、要するに人に感染するものなのかそうじゃないのか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 イソスポラ属につきましては、猫に感染する、猫からよく出るもので、人への感染が認められているものではありません。種類としては、イソスポラフェリス。

○貞升座長 イソスポラフェリス、ベリーではないと。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。また後ほどでも構わないですので、またコメントいただけたらと思います。それでは次の調査についてご報告をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、令和5年度狂犬病調査結果についてご説明いたします。

厚労省の実施要領に基づきまして、都内の犬と野生動物を対象とした調査を実施しております。今年度は、犬についてはC群3頭、野生動物についてはタヌキ2頭を検査しました。

当初計画では、野生動物は3頭を予定していましたが、対象となる野生動物が期間内に捕獲できずに、2頭となっております。なお、犬についての検査ですけれども、明日の2月14日に動相センターから健康安全研究センターに検体搬入を行う予定となっております。

2番の調査実施機関のところですが、犬については脳からの検体採取は動物愛護相談センターで行いまして、健康安全研究センターで遺伝子検査を行います。(2)野生動

物につきましては、検体採取から遺伝子検査、抗原検査を健康安全研究センターと動物愛護相談センターと環境保健衛生課の3者で実施しています。野生動物の検体は環境局からの提供となっております。

3番の調査結果のところで、犬については先ほどお話ししたとおり、今後検査予定となっております。タヌキにつきましては、いずれも陰性というふうになっております。以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。犬3頭、タヌキ2頭に関する狂犬病の検査結果でした。ただいまの事務局の説明に関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

鈴木先生どうぞ。

○鈴木委員 野生動物のほうの調査ですけれども、このタヌキ2頭というのは、どういうふう選ばれている、実際には衰弱して、捕獲しているということでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 環境局のほうで疥癬にかかったタヌキとかアライグマというのを、人だったり、タヌキ間だったりの感染防止ということで回収する事業を通年行っているんですが、あらかじめ調整して、この期間の中で捕れた野生動物について、健康安全研究センターで検査をするという形をお願いをしているので、タヌキ自体はもっと年間通して90とか100ぐらいまで取れているんですけれども、我々と話して決めた期間で、その捕獲ができなかったという形になっています。

○鈴木委員 そうですね。分かりました。

○貞升座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

一点聞かせていただいて、この間、群馬県で犬が逃げ出して、かなり咬んだという事例があって、狂犬病ワクチンを打っていなかったという事例があったと思うんですけど、ああいう場合でもし都内で起きたら、どうなるんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね、飼い主が分かっているので、飼い主に対してワクチンを打つように指導するというような形にはなるかと思えます。あれがもし所有者不明であれば、動物愛護相談センターのほうで捕獲をして、その後収容するという形になるかと思えます。

○貞升座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ではまた次に進めさせていただきたいと思えます。

次に分析と評価に向けた検討をお願いしたいと思います。事務局のただいまの検討内容を踏まえまして、調査の結果の取りまとめやホームページへの掲載等の対応をよろしくをお願いします。

それでは、議題2に移りたいと思えます。令和6年度動物由来感染症調査計画について1から4までの事項を事務局からご説明をよろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。それでは令和6年度の調査計画について説明させていただきます。まず、令和6年度、第一種動物取扱業における動物由来感染症調

査計画についてご説明いたします。資料5からの説明となります。

資料5の最初のページには、販売業と展示業について、まとめて記載しています。目的のところ、都民の飼養する動物に由来する感染症の発生の未然防止を図るということと、動物取扱業者の自主管理の向上を図るということを目적으로して実施しております。次のページ別紙1が販売業となっております。販売業につきましては、今年度と同様の調査計画となっております。

2番の対象業者のところ、都内の販売業者10から15施設程度。それから3番の調査対象及び検体は、犬猫の糞便と被毛、4番の検体数のところで合計で80検体を予定しております。実施期間、検査項目、検査方法につきましては、今年度と同様に考えております。

次に進んでいただきまして、10番のところの陽性検体検出時の対応というところですが、事業者に対して、利用客への注意喚起、それから飼養施設の洗浄消毒、それから従業員の健康観察などを指導するということとしております。それから動物につきましては、動物病院への受診とそれと再検査につきましても希望があれば行うということをお案内しております。

それから検査結果の取扱いのところですが、11番ですね。検討会の場で報告をさせていただくとともに、動物取扱業者に対する情報提供を行ってまいります。

続きまして別紙2の展示業についてです。

2番の調査対象施設のところですが、ふれあい展示を行っている動物園など1施設で調査を実施予定です。実施の期間及び規模につきましては、ご覧のとおりとなっております。検査項目、検査方法につきましては、令和5年度と同様に行うことを考えております。

それから9番、陽性検体検出時の対応のところですが、動物の治療や施設の消毒、利用者に対する手洗いの注意喚起等について指導することとしております。

検査結果の取扱いのところですが、販売業と同様に動物取扱業者への情報提供を行ってまいります。展示業でここ何年か、結構、腸管出血性大腸菌（EHEC）が検出されておりますので、引き続き検査については行ってまいりたいと思います。動物取扱業に関する説明は以上です。

続けて、令和6年度の動物病院における動物由来感染症モニタリング事業計画のほうを続けてご説明いたします。資料6をご覧ください。

こちらも引き続き、モニタリング調査とサンプリング調査を実施してまいります。

なおサンプリング調査については、検査対象のSFTSのところですが、今年度、検体数を増やしまして、来年度も引き続き、1病院当たり3検体、計18検体の検査を予定しております。それからこの資料中には特に記載はしていませんけれども、各動物病院に対しては、SFTSの検査については、可能な範囲で、外で飼っている猫を対象とするような形でご案内をする予定としております。期間としては、9月から11月ま

で、各病院でひと月に1検体ずつ実施する予定としております。以上となります。

○貞升座長 ありがとうございます。令和6年度の調査計画でした。基本的に令和5年度と同じで、一部動物病院に関してのSFTSに関しましては、可能な範囲で外飼いの猫を対象とすることをお願いするというようでございます。ご質問、コメント等いかがでしょうか。

よろしいですか。鈴木先生どうぞ。

○鈴木委員 一つ質問よろしいでしょうか。今SFTSの調査で、猫、確かに室内飼いが多いので、外飼いの方がリスクをもっているということだと思わすけれども、東京の猫の実際来院される動物の状態という、私、動物病院をやっていないのでわからないんですけれども、例えばダニがついているとか、どういう状態で来院するとか、ということがあったりするのかなというのは、今ここではちょっと分からないかと思うんですけど。

というのは、今のところ東京都では幸いなことに、まだ1例も件数がないですよ。でも、やっぱり特に西日本とか見ていっても、猫や犬に来る手前のところでやっぱりダニと考えられているので、動物で言えば、よりリスクが高いのは、そういうダニを実際に身に付けた動物を見つけたときになると思いますし、より言えば、その手前のダニで出るかどうかということもあって、それが出ると次、犬や猫に来る可能性がぐっと高まるというのがあるので、その辺りの調べ方という検討はいかがかというか、難しいと思うんですよ、今ここでというのは。ちょっと幸いなことに今状態がいいので、より早くそれを捕まえるという方法を検討するのもあるのかなと思うんですけど。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 動物病院での実際の現状については、高藤先生がいらっしゃれば、状況も詳しくお伺いできたかなと思うんですけれども、これもちょっと私の昔の記憶にはなってしまうんですけど、ダニがついている猫も来ないことはない、多分非常に少ないとは思いますが、来ないことはないかなというところですかね。あと、動物愛護相談センターで収容される負傷猫とか、ダニとかどうですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 ダニがついているものは、ほとんど見受けられないですね。それは、私が城南島出張所で23区を対象の負傷猫、負傷犬を受け入れているせいかと思うのですが、多摩地区からSFTS調査の対象の犬にダニがついていたよというのがいた記憶があります。今回、その検体についてはSFTSの遺伝子検査も終わっていて、陰性だったという結果が出ていますので、今回お示しした検体の中で、ダニが付着していたのは一頭いたけれども、そのような結果になっています。

○貞升座長 ありがとうございます。なかなか難しいんですけど、ダニだけの検査としては、健康安全研究センターで型別という形で継続しているんですけれども、ダニの中の病原体としては、令和2年を最後にやっていなかったということがありました。ただ、この件に関して長島科長、何かありますでしょうか。

○健安研センター微生物部ウイルス研究科長 来年度から研究的にはありますが、ダニ

の中にある病原体の調査を再開しようと現在調整しております。検出対象としてリケッチアを中心に考えておりましたが、鈴木委員からご提案いただきましたので、SFTSウイルスも含めて実施できないか調整してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。前日も先生方からご指摘いただいたので、またちょっと少しずつ守備範囲というか調査を膨らませていけばいいなと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは次の計画についてご報告をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、令和6年度動物愛護相談センター動物由来感染症調査事業について、藤澤よりご説明いたします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。資料7についてご説明いたします。

令和6年度、動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査計画案です。

調査項目としましては、令和5年度に実施した調査を継続して実施したいと考えております。(1)犬及び猫の寄生虫調査については、調査規模と方法を令和5年度と同様として、経年的に感染状況の把握を行っていく予定です。

(2)犬及び猫のSFTSウイルス遺伝子モニタリング調査につきましても、令和5年度と同様の調査を継続して、検体数を増やし、感染動向の把握、そういったものを行う予定でおります。

調査結果につきましては、動物愛護相談センター調査研究発表会、また東京都動物由来感染症検討会に報告しまして、内容を精査した後、都民や動物取扱業者を対象とした普及啓発の材料として活用する予定でおります。

城南島からは以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、コメント、ご質問がございますでしょうか。

基本、令和5年度と同じだけど、犬が増えるということですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 犬は目標としている検体数まではなかなか届かないのですが、規模感は同じにしてできるだけ増やしていきたいと考えています。

○貞升座長 ありがとうございます。なかなか犬が来ないですね。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 そうですね。

○貞升座長 いかがでしょうか。ご質問コメント等ございますでしょうか。

よろしいですか。また後ほどでも構いませんので、よろしく申し上げます。

それでは次の計画についてよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。続きまして、令和6年度狂犬病調査計画について説明させていただきます。資料8になっております。

狂犬病の調査につきましては基本的に例年と同様に行ってまいります。

(2)の調査対象としまして、A群、B群、C群とありますが、資料にあるとおりとなっております。(3)調査規模のところですが、A群につきましては、危険度が非常に高いものですので、その都度緊急に検査を行うということにしております。それからB群とC群につきましては、犬で5頭程度行う予定です。野生動物については、3頭程度実施予定としております。

3の調査結果の取扱いのところですが、実施要領に基づきまして、結果を厚労省に報告いたします。また、本検討会でも状況を報告させていただきます。

4番、陽性時の対応のところは、もし陽性だった場合には、狂犬病予防法に基づきまして、届出や報告、それから国のガイドラインに基づきまして、積極的疫学調査等を行って清浄化までの対応を行っていくこととなります。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご質問、コメント等ございますでしょうか。一応、今年度と同じ頭数をやるということで。よろしいですかね。

それでは、ないようですので、事務局はただいまの検討内容を踏まえて、調査計画の作成をよろしく願います。それでは事務局からその他の報告事項はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ご報告となりますが、第1回の検討会でもお知らせしましたが、第一種動物取扱業の販売業と展示業での動物由来感染症の調査結果につきましては、令和5年度の健康安全研究センターの研究年報に投稿しております。

それから参考資料として添付しておりますけれども、高病原性鳥インフルエンザにつきまして、令和4年度は動物園などで飼っている鳥での発生が続いたということを受けまして、環境省が作成している鳥インフルエンザの対応指針が改正されました。主な改正としては、発生前の準備ですとか、発生時の対応フローや対応方法などが改正されております。

去年多摩動物園でも発生がありましたので、こちらも参考にお知らせをいたします。

それから鳥インフルエンザの関連での情報提供としまして、令和5年の11月には千代田区で回収された野鳥のノスリ1羽について、高病原性鳥インフルエンザが検出されております。こちらの発生を受けまして、東京都獣医師会や区市町村に情報提供をするということとともに、都内の鳥類の販売それから展示をするような業者に対しては、注意喚起のお知らせを行っております。

以上となります。

○貞升座長 ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、ご質問、コメント等いかがでしょうか。

よろしいですか。

今までの今年度あるいは来年度の報告全てに関しまして、ご質問、コメント改めてい

かがでしょうか。

1点、よろしいですか。皮膚糸状菌の関係に関して、ちょっと私コメントをもう少し、今さらでしたけど、上原さんのほうから今年度の状況について、一言いただければと思います。

○健安研微生物部食品微生物研究科主任 今年度は例年同様でそんなに数が特段増えているということはないんですけども、やはり皮膚糸状菌で例年よく見られるのは、一つのペットショップに高度に皮膚糸状菌を発生している個体が1個体いて、そこから発生したと思われるような感じで、同じペットショップの中で2頭、3頭って検出される場合が多く見られます。

○貞升座長 一つの施設でかなりだだだだっと多く増えてくるという形ですかね。それがまたちょろちょろと出るということですか。ありがとうございます。

あと、SFTSの検査に関して藤原さんのほうから何かありますか。よろしいですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 先ほど貞升座長から一つあった群馬での犬が咬傷事故を起こしたという件でちょっと補足ですけど、基本的に飼い主がいる犬の場合はもし咬傷事故を起こしたら、飼い主が動物病院で狂犬病の検診を行って、問題がない、感染していないかどうかの確認をするという形で、もし飼い主不明の場合で、動相センターが捕獲した場合には、動物愛護相談センターの獣医が狂犬病の検診を行っておりますので、そこだけちょっと補足をさせていただきます。以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは全体を通じてもし何もなければ、事務局にお返ししたいと思いますけども、よろしいですか。

それでは本日委員の先生方からいただいた様々なご意見、ご要望について、参考にさせていただいて、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。それでは、本日の検討をこれにて終了させていただき、進行を事務局にお返ししたいと思います。お願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 本日、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。次回の検討会では、本年度の調査結果について、確定したまとめについてご報告をさせていただきます。それから、次回の検討会の開催は、来年度7、8月頃を予定しておりますので、日程につきましては、早めに事務局から調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします

本日、お忙しい中、お時間いただきましてありがとうございました。これで検討会を終了させていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

(午前11時02分 閉会)